

はあもにい

第 37 号

第 37 号 発行/令和 2(2020)年 9 月 25 日 藤沢市青少年指導員協議会 発行責任者/猪野恭子 編集/広報委員会

「子どもたちの笑顔と出逢うために」 「子どもたちの日常と非日常」



藤沢市青少年指導員協議会
会長 猪野 恭子

青少年指導員協議会は、市内 14 地区から選出された新任 77 名を含む 215 名で、令和 2 年度の青少年の健全育成及び非行・被害防止の活動に取り組む予定でしたが、コロナ禍の影響で中止や延期となる事態となり、3 ヶ月遅れでようやく本協議会の活動が動き始めました。各地区パトロールも含め、藤沢市の新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインに基づき、状況を見極めながら三密を避ける工夫をして事業を進めてまいります。

また、この間に実施された小学校の学校再開に向けた居場所事業では、指導員はもとより各地区青少協や地域の方々のご尽力に、改めて地域の持つ力を強く感じた次第です。

青少年を取り巻く環境はコロナ禍によりさらに厳しいものとなっている現在、私たちはそれぞれの役割を再確認し、学校・地域・家庭と密接に連携しながらさまざまな問題に取り組んでいく必要があります。藤沢市全体として、またそれぞれの地域の中で、子どもたちの生き生きとした表情と出逢えるように活動をしていきましょう。

最後に、長年本協議会をけん引されてきた廣田前会長に深く感謝申し上げます。



藤沢市子ども青少年部
部長 宮原 伸一

青少年指導員協議会の皆さまには日頃より本市の青少年の健全育成、非行防止に向けて多大なるご尽力をいただき、心からお礼申し上げます。

さて、少子超高齢化や人口構造の変化に伴う地域課題の多様化や複雑化は、引きこもりや不登校など地域の中で「孤立」という影を落としています。

今年、新型コロナウイルス感染症拡大という猛威が子どもたちの安らげる場所や日常を奪い、SNSに潜む犯罪などに晒し、子どもたちが加害者になったり被害者になってしまう悲しいニュースが毎日のように起こっています。地域での暮らしを営む上で子どもたちへの支援は、こうした社会環境の変化を見つめ家庭、学校、地域がそれぞれの立場から役割と責任を自覚していくことが必要であると考えております。

青少年指導員の皆さまの活動や思いは、必ず子どもたちの未来につながっていくものと信じております。地域における温かい大人、子どもたちの思いを未来につなぐ皆さまとして、ご協力くださいますようお願いいたします。



【協議会の活動】

- ・新任研修 8月28日(金)
- ・全体研修 11月11日(水)
- ・青少年にとってのよい環境を考えるつどい
11月29日(日) (青少年課共催講演会)
- ・非行防止ポスター展 10/21(水)~29(木)
市役所本庁舎 1階ラウンジ
- ・青少年指導員の活動展示

【中止】

- ・みらい子どもフェスタ
「少年の森へ5・5・GOいっぱい遊ぼう！」
- ・青少年の非行・被害防止全国強調月間キャンペーン
- ・青少年課主催：青少年夏期特別街頭指導/パトロール

~コンサートのお知らせ~

無観客・後日ラジオ放送

JUMP UP U-20 WINTER CONCERT



収録 2020年12月19日(土)・20日(日)
(協力：レディオ湘南)

場所 湘南台文化センター 市民シアター

♪中学生以上20歳以下の青少年による音楽活動発表の場です♪

今後の新型コロナウイルス感染状況により、藤沢市のガイドラインに基づき、内容の変更・中止になることがあります。

<p>神奈川県 青少年保護育成条例</p>	<p>深夜外出は危険がいっぱい！ ～青少年は、乳幼児も含めた、 18歳未満の全ての方(既婚者を除く)が保護対象です！～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保護者は、特別な事情(夜学や夜勤、緊急の場合)がなければ深夜(午後11時～午前4時)に青少年だけで外出させてはいけません。 ●誰でも、保護者の同意を得ないで深夜に青少年を連れ出したり、同伴したり、とどめたりしてはいけません。[違反すると30万円以下の罰金] ●誰でも、深夜に外出している青少年の善導に努めなければなりません。 ●保護者は、日常生活上必要な場合(食事や買い物など)、青少年の健全な育成に役立つと認められる場合(野外キャンプなど)、緊急の場合を除き、深夜に青少年を同伴して外出しないように努めなければなりません。 	
<p>ネット依存</p>	<p>大人にも知識が必要です！ より適切なスマホ利用のために話し合って、我が家のルールを作りましょう！</p> <ul style="list-style-type: none"> ●神奈川県警察相談窓口 #9110 (全国共通短縮ダイヤル) ●神奈川県警察ホームページ (サイバー犯罪) https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd7017.htm ●神奈川県教育委員会 携帯電話サイト https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/f300473/ ●迷惑メール相談センター(一般財団法人日本データ通信協会) https://www.dekyo.or.jp/soudan/contents/denwa/index.html 	
<p>薬物依存 乱用</p>	<p>やっではダメ！ ぜったいダメ！ 「薬物依存大丈夫？と思ったら…」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●藤沢市保健所保健予防課 Tel.0466(50)3593 ●神奈川県精神保健福祉センター Tel.045(821)8822(代表) ●神奈川県立精神医療センター Tel.045(822)0241(代表) ●神奈川県警察総合相談室 Tel.045(664)9110 #9110 (全国共通短縮ダイヤル) ●神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課 Tel.045(210)4972 	
<p>児童虐待</p>	<p>児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。 ☎189 いちはやく(無料) お住いの地域の児童相談所につながります。</p> <p>身体的虐待…殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる など 性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする。 ネグレクト…家に閉じ込め食事を与えず不潔にする、自動車の中で放置、重い病気になっても病院に連れて行かない など 心理的虐待…言葉による脅かし、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など</p>	
<p>DV</p>	<p>ひとりで悩まないで相談してください。 デートDV(ドメスティック・バイオレンス)とは、交際中の恋人同士の間で起こる「暴力」のことです。配偶者からの暴力(身体的・精神的・性的なもの)もDVです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●かながわ男女共同参画センター(相談窓口) Tel.0466(26)5550 2次元コード	
<p>自転車の 乗り方</p>	<p>歩道は歩行者優先！おとながお手本に！ 自転車と歩行者の死亡事故など自転車も走る凶器となります。 大人(13歳以上)が自転車で歩道を通行できるのは、道路標識により自転車が通行できる場合と、車道を通行することが危険でやむを得ない場合などです。 ただし、70歳以上の人と身体の不自由な人も子どもと同じように歩道を通ることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●警察庁 自転車のルール https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html ●JAF(日本自動車連盟)HPクルマ何でも質問箱 http://qa.jaf.or.jp/ 	